

## さいたま市告示第947号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第58条第1項の規定によるさいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理審議会の委員の選挙期日を令和8年8月29日と定めたので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第19条の規定により告示する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり同令第21条第1項の規定により公衆の縦覧に供する。

令和8年6月2日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 縦覧期間

令和8年7月2日から令和8年7月15日まで(土曜日及び日曜日含む)

### 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

### 3 縦覧場所

さいたま市緑区大字大門2564番地6

さいたま市 都市局 まちづくり推進部 浦和東部まちづくり事務所

### 4 その他

同選挙人名簿に記載漏れ又は誤りがあると認める者は、縦覧期間内に、文書で市長に異議を申し出ることができる。

### 5 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所管理係

(2) 電話 048(878)5143

都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所  
告示期間の期限日（6月16日まで）